

令和4年度第3回長洲町農業委員会定例会会議録

1. 招集年月日 令和4年6月10日(金)

2. 招集の場所 長洲町役場 3階(中会議室)

3. 開会 令和4年6月10日午前10時00分

4. 出席農業委員は次のとおりである。

会長 濱北 圭右 4番 徳永 章 5番 中嶋 英徳

6番 石井 裕 7番 嶋田 正忠 8番 宮本 静子

9番 木山 倫彦 10番 増岡美知子

5. 出席農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

腹赤区域 中村 建治 楠田 源志 池上 春男

六栄区域 平木 誠志 木原 大介

長洲・清里区域 坂井 隆浩 濱崎 伸二

6. 欠席農業委員は次のとおりである。

2番 土山 秋吉 3番 杉本 和明

7. 欠席農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

城戸 祐樹

8. 議事参与が制限された委員数は次のとおりである。

0名

9. 本定例会に職務のため出席した者は次のとおりである。

農業委員会事務局 局長 吉田 泰滋

農業委員会事務局 書記 前田 敦

農業委員会事務局 書記 濱井 翔太

農林水産課 課長補佐 鈴木 康博

農林水産課 課長補佐 馬場 隆輔

10. 提出議案

- ・ 議案第 8 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について
 - ・ 議案第 9 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について
 - ・ 議案第 10 号 農用地利用集積計画（案）について
 - ・ 議案第 11 号 農業委員会事務の実施状況等の公表について
- その他

(吉田事務局長)

ただ今から令和4年度第3回長洲町農業委員会定例総会を開会いたします。

始めに、濱北会長よりご挨拶をお願いいたします。

(濱北会長)

改めましておはようございます。1ヶ月ぶりに会ったんですかね？3年間続いたコロナ感染も収まりつつあるような気配でございます。まあ政府の方もマスクを外していいとかいろいろ緩和されるようですが、もう少し頑張って協力をしていただきたいと思います。注射のせいがあったのか、もう収まる時期がきたのか、3年も続くともう退屈してきましたね。今年は例年になく天気もよかったので麦刈りも順調にいったんじゃないかな。いよいよ田植えの準備がはじまります。忙しくなりますけど、毎日ご苦労さまです。私あの、後で報告しますが、東京の方に全国大会で行って来ましたので、その報告を後でさせていただきます。今日は、第3回定例会総会でございます。欠席が3名いますけど、皆さん、よろしくをお願いいたします。

(事務局長)

はい。それでは本日の欠席委員をご報告いたします。2番土山委員 3番杉本委員それと推進委員の城戸委員が欠席でございます。本日の出席委員は10名中8名であり、定足数に達しておりますので、総会は成立することを報告いたします。

それでは、長洲町農業委員会会議規則第5条の規定に基づき、会長は会議の議長となりますので、以降の議事進行は濱北会長をお願いいたします。

(濱北会長)

これより、議事に入ります。本日の提出議案は、

議案第8号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第9号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第10号 農用地利用集積計画(案)について

議案第11号 農業委員会事務の実施状況等の公表について

を議案といたします。

まず、長洲町農業委員会会議規則第15条第2項の規定に基づき、本日の議事録署名委員は4番 徳永委員 5番 中嶋委員をお願いいたします。

議事に入ります。1ページです。「議案第8号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。

(事務局長)

議案第8号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について次のとおり提出いたします。

議案書の1ページから4ページ、受付番号2番です。

申請人、申請地の所在、地番、地目、地積については議案書に記載のとおりです。

申請内容、許可基準等についてご説明いたします。説明資料の1・2ページを併せてご覧

ください。

申請理由につきましては、贈与による所有権移転となっております。

全部効率利用要件につきましては、申請人は現在、経営面積6,364㎡農作業歴35年の経験があり、2人で作業を行っておられ、今後もすべての農地を利用するとのこと。

機械の所有状況でございますが、トラクター1台、コンバイン1台、田植機1台、軽トラ1台を所有されています。

通作距離につきましては、自宅から車で2分程度とのこと。

地域との調和要件、役割分担につきましては、周辺農地の農業上の利用に影響を及ぼすことがないように留意し、農薬等の使用には地域住民に迷惑をかけないように作業するとのこと。

取得後の下限面積要件につきましては、6,740㎡であり、下限面積3,000㎡を超えていることから問題ないと考えられます。

以上、受付番号2番の説明を終わります。

(濱北会長)

ありがとうございました。今事務局に説明がありました。補足説明を農業委員の5番 中嶋委員お願いいたします。

(中嶋委員)

はい。5番の中嶋です。ここはですね、501の平原 昔の有明消防署があったところから、B&Gに行く所の右側 中に1本道がありますので、水田からとか離れていって堤防の下という所で畑ですが、前、後ろも宅地でございますし、何も問題ないかと思えます。以上です。

(濱北会長)

ありがとうございました。続きまして、担当推進委員の中村推進委員にご意見を伺います。

(中村推進委員)

中村です。ここは、今 説明されたとおりになんですけど、いままでが荒れてずっと草ぼうぼうだったので、何か耕作されるんだったらとても良い感じになるんじゃないかと思えます。よろしく審議お願いいたします。

(濱北会長)

ありがとうございました。今 事務局と農業委員、担当推進委員より説明がありました。この件について、ご意見等はございますか。

ありません の声

なければ採決をします。議案第8号 受付番号2番について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

(賛成者 挙手)

ありがとうございました。全員賛成ですので、受付番号2番は原案のとおり決定し許可書を交付いたします。

次に進みます。5 ページです。議案第 9 号 「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。

(事務局長)

議案第 9 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について次のとおり提出いたします。

議案書の 5 ページから 8 ページ、受付番号 3 番です。

申請人、申請地の所在、地番、地目、地積、施設面積については議案書に記載のとおりです。

許可基準等についてご説明いたします。説明資料の 3 ページから 5 ページを併せてご覧ください。

申請理由につきましては、建売住宅建築に伴う売買による所有権移転となっております。

申請地の農地区分につきましては、水管、下水道管、ガス管のうち 2 種類以上埋設道路の沿道の区域で、申請地から概ね 500m 以内に 2 つ以上の教育施設、医療施設その他公共施設又は公益的施設がある農地であるため、第 3 種農地と判断しており、原則として許可できることとなっております。

資力につきましては、金融機関からの残高証明書が事業費を超過しているため適当と判断しております。

・申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性につきましては、事業計画書、土地利用計画図等が添付されており、令和 4 年 8 月 1 日より着工予定、令和 5 年 9 月 30 日、完成予定であり適当と判断しております。

計画面積の妥当性につきましては、それぞれの区画が非農家住宅基準面積概ね 500 m²を下回るためであるため適当と判断しております。

転用行為の妨げとなる権利を有する者につきましてはおられません。

周辺農地等に係る営農条件への支障の有無につきましては、隣接地との境界にブロックを設置し土砂の流出がないようにするとのことです。万が一、周辺に影響を及ぼした場合は責任をもって対応するとのことです。

その他、給水は町上水道、生活雑排水及び汚水は町下水道。雨水は雨水枳を設け側溝に放流するとのことです。

以上、受付番号 3 番の説明を終わります。

(濱北会長)

ありがとうございました。

今、事務局に説明がありました。

補足説明を農業委員の 9 番 木山委員にお願いいたします。

(木山委員)

こんにちは、9 番 木山です。この場所は 清源寺の納骨堂の沿道を 300m ばかり南下した道沿いにあります。この畑は第三農地ということで、何ら問題はないかと思えます。ど

うぞ審議のほどよろしくお願いいたします。

(濱北会長)

ありがとうございました。続きまして、推進委員の楠田推進委員にご意見を伺います。

(楠田委員)

はい。楠田です。ここはですね。持ち主というか 家族も皆 県外に住んどられてですね。姉さん夫婦が向野かなんかに住んどられて、耕運だけで、荒れて姉さん夫婦ももう 80 代で もうそろそろここ 2~3 年荒れ放題になっとったけん 近所のひとがどがんかならんとだろ かって言われてました。木山委員が言われたとおりの何ら問題ないかと思えます。

(濱北会長)

ありがとうございました。事務局と農業委員、担当推進委員より説明がありました。この件について、質問等はございますか。ないですか。

ありません の声

(濱北会長)

ありがとうございました。なければ採決をします。議案第 9 号 受付番号 3 番について原案とおりの許可相当とすることに賛成の農業委員は挙手をお願いします。

(賛成者 挙手)

ありがとうございました。全員賛成ですので、議案第 9 号 受付番号 3 番は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。

(濱北会長)

次に進みます、9 ページです。「議案第 10 号 農用地利用集積計画 (案) の決定について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。

(事務局長)

議案第 10 号 農用地利用集積計画 (案) が定められたので、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により決定を求めるものです。

今回の申請につきましては、10 ページが総括表となり 2022 年の期間ごとの総括になります。11 ページが今回の借り手の一覧で現在の耕作面積に今回の利用権設定面積を合せて今後の経営面積となります。詳細につきましては、12 から 14 ページ 賃借権 52 件 96 筆 143,528 m²、15 ページ 期間借地権 9 件 14 筆 9,390 m²、16 ページ 使用貸借権 4 件 4 筆 4,303 m²、17 から 18 ページ 所有権移転 1 件 1 筆 914 m²となっております。

以上、議案第 10 号の説明を終わります。

(濱北会長)

ありがとうございました。ただ今、事務局より説明がありました。この件について何か質問等はございますか。

ありません の声

(濱北会長)

なければ採決をします。議案第10号について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。

(賛成者 挙手)

ありがとうございました。全員賛成ですので、議案第10号は原案のとおり決定いたします。

(濱北会長)

つづきまして、19ページです。「議案第11号 農業委員会事務の実施状況等の公表について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。

(事務局長)

議案第11号 農業委員会等に関する法律第37条の規定に基づき農業委員会事務の実施状況等を公表する必要があるとございますので、下記のとおり提出し、内容をお諮りするものです。まず、20ページから26ページに、「令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」について記載させていただいております。

まず、農業委員会の状況として、令和4年3月31日現在にて、長洲町の農業の概要及び農業委員会体制を記載しております。面積統計や、農林業センサスなどをもとに記載しております。

続きまして、21ページの担い手への農地の利用集積・集約化についてです。

1の現状と課題につきましては、令和3年度末の状況を記載しております。2の令和3年度の目標及び実績については、年度末に実施されております、担い手への農地利用集積状況調査の結果を記載しております。

3及び4については、目標達成に向けた活動計画、実績、評価等を記載しております。続きまして、Ⅲの新たに農業経営を営もうとする者の参入促進については、新規参入はありませんでしたので、すべて0ということでございます。

続きまして、Ⅳの遊休農地に関する措置に関する評価につきましては、昨年度の実績に基づきまして記載しております。

続きまして、Ⅴ 違反転用への適正な対応につきましても、現在の長洲町の状況を記載しております。

続きまして Ⅵ 農地法等によりその権限に属された事務に関する点検につきましては、令和3年度において、農地法第3条に基づく許可事務及び農地転用に関する事務について、実績を記載しております。

次のページにつきましては、農地所有適格法人関係、情報提供関係の実績になります。Ⅶ 地域農業者等からの主な要望・意見及び対処内容については特にございませんでした。最後になります。Ⅷ 事務の実施状況の公表等については、長洲町ホームページで公表を行っております。

また、活動計画の点検、評価の公表につきましては、この内容をご審議いただき、お諮りいただいた後に、長洲町ホームページにて公表予定です。

続きまして、議案書の28ページです。「令和4年度最適化活動の目標の設定等」でございます。

1 農業委員会の状況につきましては、令和3年度末の状況と同じ数字となっております。

続きまして、2 最適化目標への目標につきましては、令和3年度末の結果を踏まえまして、これまでの状況を記載しております。

令和4年度の目標につきましては、最適化の指針にて令和11年度末に担い手への農地集積率を80%としており、現状値で49.7%を集積していることから、11年度までに80%を達成を目指すため1年間に26haずつの集積を目標とした数値としております。

続きまして、遊休農地の解消については、まだ耕作できる農地につきましては耕作者へのつなぎを行い、荒廃農地につきましては、非農地化にも取り組むことを記載しております。続きまして、新たに農業経営を営もうとする者の参入促進でございます。現状及び課題については、これまでの状況でございます。令和4年度の目標として、新規参入の相談がありましたら農地情報の公開できる面積の意向調査を行い7.4ha確保したいとしております。

今般、国の方の最適化活動の推進の取組を変わりつつあり、皆様にご尽力いただくことが多くなるかと思いますが、ご理解ご協力をよろしく願いいたします。

以上、議案第11号の説明を終わります。

(濱北会長)

ありがとうございました。ただいま、事務局より説明がありました。

この件について何か質問等はございますか。

(増岡委員)

10番 増岡です。あのですね、農業委員会の現在の体制っていうところがですね、最初のところの下の方 定数が10人 実数が10人 内訳として6と2と1を足したら9になるんですよ。

10になるから、例えば坂本さんが1回あれだったから、データで一人足らなかったのかな？と思いますので 訂正をお願い致します。事情はあったと思いますが、よろしく願いいたします。

(事務局長)

ありがとうございます。おっしゃるとおりですので、こちら訂正させていただきます。

(中嶋委員)

すいません。あと一箇所 今んどの横 農地利用最適化推進委員の定数と実数と地区数8 3 次んどの28ページは 8 8 8はどっちが本当だろうか？

(事務局長)

すいません こちら誤植です。地区数は3になりますので、28ページの方は地区数は3に訂正させていただきます。一応担当区域が校区割りになっておりますので、長洲・清里が1地区で、腹赤と六栄という事ですので……。訂正させていただきます。

(平木推進委員)

すいません。24 ページの 5 番なんですけどね。違反転用ですが、具体的には どんな転用なんですか？

(事務局長)

これは、随分前からある場所で永方のほうになるんですが、永方のほうから行くと一先宮に行く道がありますがそこからずーっと一先さんの前が出るの細い道の家の右側に記念碑いわゆるお墓があるんですが その状態になってるから、県のほうにも相談して是正しろと言うところが 難しい状態になっとして この形で残っとしてというところで、私たちもこの経緯がわからんというところですが、本来なら違反転用ということで指導しないといけないんで s y が・・・

(濱北会長)

ほかに ありませんか？

ありません の声

(濱北会長)

なければ賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

(賛成者 挙手)

ありがとうございました。全員賛成ですので、議案第 11 号は原案のとおり決定し、公表いたします。

(濱北会長)

以上で、本日の提出議案はすべて終了いたしました。委員、推進委員の皆様からその他、ご意見、ご質問はございますか。

(増岡委員)

あの ちょっといいですか、里の方の農地もあるもんですから。令和 5 年度にむけて 令和 5 年度から変わるんですよ。国のほうに 相続で所有者が分からないと手がつけれなかったところが、変わると聞いたので そこが 知りたいんですが・・・

(事務局長)

現在 できるのが、所有者不明農地 相続が変わってなくて所有権が移転してない農地を、農業委員会が 1 回やったことがあるんですが、搜索を出来る限りおこなって 家族のなかで相続が分かっていたら 利用権の設定はできるんですよ。国の動きで、所有権がどう動くのかというところはまだわかりません。

(濱北会長)

他にございませんか。

それでは、事務局より連絡事項等をお願いいたします。

1 会長より全国大会の報告

2 活動日誌について

(濱北会長)

これもちまして、令和4年度第3回長洲町農業委員会定例総会を閉会いたします。

閉会（終了 午前10時36分）

以上、会議録の顛末を記録し、相違ないことを証するため、ここに議長と共に署名する。

議 長 印

署名委員 印

署名委員 印